

## 小矢部市地域福祉計画等策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

第4次小矢部市地域福祉計画、第4次小矢部市障害者計画、第7期小矢部市障害福祉計画、第3期小矢部市障害児福祉計画及び第3次健康おやべプラン21(第2次のち支える小矢部市自殺対策計画を含む。)(以下「小矢部市地域福祉計画等」という。)の策定において、より効果的な地域福祉の推進を図り有機的に連動させるには、社会状況や本市の抱える課題、現行計画の検証結果を踏まえるとともに、幅広い市民からの意見等を取り入れるなど、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析が必要であるため、効率的に策定作業を進めるための業務委託を行う。受託候補者の決定にあたっては、公募型プロポーザルを実施し、本プロポーザルに参加する事業者から優れた提案を募集するものとする。

この要領は、小矢部市地域福祉計画等の策定支援業務に係る契約の相手方となる受託候補者を選定するため、必要な事項を定める。

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

小矢部市地域福祉計画等策定支援業務

#### (2) 業務の内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

#### (4) 契約上限額

令和5年度：9,647,000円(消費税及び地方消費税含む)

### 2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 小矢部市契約規則(昭和48年小矢部市規則第8号)第20条に規定する競争入札参加資格者名簿(令和4・5年度小矢部市物品購入等入札参加資格者名簿)に登録されていること。
- (2) 小矢部市建設工事等指名停止容量に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225条)の規定に基づく再生手続を開始する申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 本業務の従事者に、社会福祉士等の福祉に関する専門職又はそれに準ずる者が従事すること。
- (6) 過去3年以内で地方公共団体が発注する地域福祉計画に加えて、介護、障害、子ども、健康増進、自殺対策等のいずれかの分野の福祉関連計画の策定実績が全国で200件以上あること。ただし、実績には、計画策定業務を行わずにアンケート調査等の業務の一部のみを履行した実績は含まない。
- (7) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録されていること。

- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 小矢部市暴力団排除条例（平成24年小矢部市条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

### 3. 選定の日程

手 順	日 程
実施要領等の公表（公募開始）	令和5年4月12日（水）
質問書の受付締切	令和5年4月19日（水）午後5時まで
質問書の回答	令和5年4月21日（金）（予定）
参加表明書等の提出	令和5年4月24日（月）午後5時まで
企画提案書等の提出	令和5年4月28日（金）午後5時まで
第一次審査結果の通知	令和5年5月1日（月）（予定）
参加辞退届の提出期限	令和5年5月8日（月）午後5時まで
第二次審査（プレゼンテーション）	令和5年5月10日（水）予定
第二次審査結果の通知	令和5年5月12日（金）予定

### 4. 質疑の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年4月19日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 別紙の質問書（様式第7号）により、電子メールまたはFAXにて照会するものとする。メール・FAX送信後に社会福祉課まで電話連絡すること。
- (3) 提出先 小矢部市民生部社会福祉課
- (4) 回答日 令和5年4月21日（金）（予定）
- (5) 回答方法 質問者名を伏せて市HP上で回答  
※回答の内容は、本実施要領及び業務委託仕様書の修正とみなす。

### 5. 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類と部数 ※すべて原本を1部提出すること。
  - ①参加表明書（様式第1号） 1部
  - ②会社概要（様式第2号） 10部
  - ③業務実績書（様式第3号） 10部
  - ④業務実施体制（様式第4号） 10部
  - ⑤実施体制図等（様式第5号） 10部
- (2) 参加表明書等の提出
  - ①提出期限 令和5年4月24日（月）午後5時まで（必着）
  - ②提出先 小矢部市民生部社会福祉課
  - ③提出方法 持参または郵送

### 6. 企画提案書等の作成要領

- (1) 企画提案に必要な書類と部数
  - ①企画提案書提出届（様式第6号） 1部

②企画提案書（任意様式）

10部

- ・ A 4サイズ 20 ページ以内とする。
- ・ 補足資料等も含め、ページ数は上限を超えないこと。
- ・ 以下の項目について、必ず記載すること。
  - (ア) 小矢部市地域福祉計画等の基本的な考え方
  - (イ) 業務実施方針及び計画策定のポイント
  - (ウ) 策定作業の項目及び内容説明
  - (エ) 業務実施体制（本業務を担当する人員）
  - (オ) 情報セキュリティ体制
  - (カ) その他独自提案等

③工程表（任意様式、作業工程スケジュールと本市の役割分担が分かるもの） 10部

④参考見積書（任意様式、押印のあるもの） 10部（原本1部、写し9部）

(2) 企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和5年4月28日（金）午後5時まで（必着）
- ②提出先 小矢部市民生部社会福祉課
- ③提出方法 持参または郵送

## 7. 参加辞退届の提出

参加表明後の辞退は、参加辞退書（様式第8号）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年5月8日（月）午後5時まで
- (2) 提出先 小矢部市民生部社会福祉課
- (3) 提出方法 持参または郵送

## 8. 審査方法

プロポーザルの審査を次のとおり審査を実施し、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格要件を満たす者の中から、参加表明に係る書類を審査し、一定基準に達し、かつ効果が期待できる提案者を選定する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第一次審査により選考された者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も優れている提案者を選定する。

- ①実施日 令和5年5月10日（水）（詳細については別途通知）
- ②実施場所 小矢部市総合保健福祉センター3階大会議室（予定）

(3) プレゼンテーションの実施要領

- ①プレゼンテーションは企画提案書の内容に基づいて行うこと。
- ②プレゼンテーションの時間は1者あたり説明20分、質疑10分を目安とする。
- ③1者あたりの参加人数は4人までとし、企画提案書にて届け出た責任者は必ず出席すること。

④プレゼンテーションに要する機材は、参加者にて全て準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは小矢部市社会福祉課で準備できるので、使用を希望する場合は申し出ること。

(4) 審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準により審査する。

評 価 基 準		配点
1 企画提案の内容 (適格性、実現可能性)	基本的な考え方	10点
	業務実施方針	10点
	情報提供力	10点
	アンケート調査	10点
	計画策定	10点
	スケジュール	10点
	独自提案	10点
	業務完了後のフォローについて	10点
2 体制・実績	安全管理措置	5点
	実施体制	10点
	責任者及び主任技術者、担当者	10点
	業務実績	10点
3 参考見積書の妥当性		10点
合 計		125点

9. 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

※採点内容等については通知せず、結果のみを通知する。

10. 契約の締結

審査結果通知後、市と委託契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始する。原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議より項目の追加、変更または削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行う。

11. 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ①プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。
- ②虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ③審査結果通知日までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなったとき。

- ④ 2案以上の企画提案をしたとき。
  - ⑤ 著しく信義に反する行為があったとき。
  - ⑥ 契約を履行することが困難と認められるとき。
- (2) 提案書が 次のいずれかに該当するとき。
- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
  - ② 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
  - ③ 契約上限金額を公表している場合において参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。
  - ④ 企画提案書の記載内容が、法律違反など、著しく不適当な場合。

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、委託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、小矢部市社会福祉課と協議のうえ、変更の可否を決定するものとする。
- (7) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託について、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (8) 提出書類について、小矢部市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（契約候補者選定前において、当該選定に影響を及ぼす恐れがある情報については、選定後の開示となる）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これら情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

## 13. 書類等提出及び連絡先

〒932-8611 富山県小矢部市鷺島15番地  
小矢部市役所 民生部社会福祉課 担当 竹内  
TEL 0766-67-8601  
FAX 0766-67-8602  
E-mail syafuku@city.oyabe.lg.jp

## 14. 施行期間

本要領は、令和5年4月12日から施行し、審査会が受託候補者の選定を終了したことをもって廃止する。